

物価高騰の影響による厳しい経済情勢が続く中でも、
新たな分野への進出等に挑戦する中小企業者の皆様へ

デジタルスキル向上のための 教育研修を支援します！

最大
10万円

(補助率1/2)

公募締切

中小企業人材育成 支援事業補助金

令和7年1月31日(金)まで

※公募期間内であっても、予算満額に到達した場合は公募終了いたします

※補助金交付決定日以降に受講した研修等が補助対象となります

※研修等の受講開始日から起算して14日前までに申請してください(必着)

補助金活用例

受講する講座

- WEB関連のスキル講座 → WEBを活用した新たな事業分野へ進出したい！
- ECサイト構築講座 → ECサイトを構築して販路拡大したい！
- AIビジネス活用講習 → AIを活用した新製品・サービスを開発したい！

新たに取り組む事業等

- 対象者**：茨城県内に主たる事務所・事業所を有する事業者であり、県内において新たな分野への進出等に取り組む者
※従来と同じ事業分野の中で、単純なメニューの追加等を行う場合は対象外となります
- 対象経費**：新たな分野への進出等に取り組むために必要となるデジタルスキルに係る資格取得やスキルアップのための
教育研修費等(外部研修の受講料、外部講師の招へい費用(謝金、旅費))
※交付決定日から令和7年2月末日までの間に受講(支払含む)完了するものに限る
- 補助額**：1事業者あたり最大10万円(補助率1/2)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ
TEL:029-301-3653
MAIL:rousei4@pref.ibaraki.lg.jp

詳細はこちら



— 対象範囲 —

【対象範囲】 県内の中小企業・個人事業主（詳細は補助金交付要項に定めるとおり）

【新分野進出等の内容】

1. 新分野進出 2. 事業転換 3. 業態転換 4. 事業拡大 5. 海外展開
6. 生産性向上

※従来と同じの事業分野の中で、単純なメニューの追加等を行う場合は対象外となります。

※上記の目的のために、デジタルスキルを用いることが要件になります。

— 必要書類 —

①補助金交付申請書

②研修等の内容がわかる資料（チラシ・パンフレット・HPを印刷したもの等）

③受講料等の金額が確認できる資料

④誓約書（紙申請の場合のみ）

⑤県税の未納がないことの証明書（原本） ※県税事務所で取得してください。

⑥事業活動を証する書面

- ・法人の場合：県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し
- ・個人の場合：税務署に提出した青色申告決算書又は収支内訳書の写し

⑦提出書類チェックリスト

※各種様式等は、県産業人材育成課HP（URLは↓に記載）からダウンロードできます。

※申請書類に不備等があった場合は、交付決定までに要する期間が長くなりますので、お早めに申請してください。

— 申請方法 —

○郵 送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）

郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ宛

○いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請

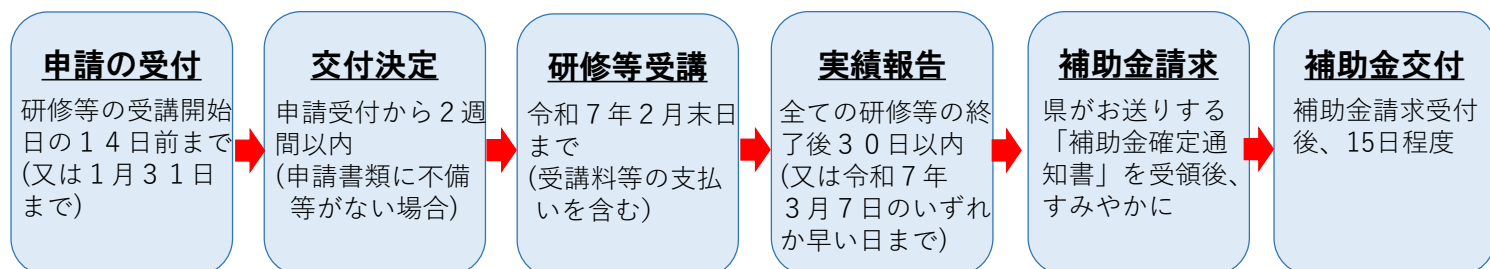
産業人材育成課HPのリンクから、申請画面にアクセスできます

※先着順に受付いたします。

※公募期間内であっても、補助金交付申請額が予算額に到達し次第、公募終了とさせていただきます。



申請フロー



※令和6年4月1日から起算して5年間は、研修等受講後の、交付申請書記載の事業計画の進捗状況について報告を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。